

第22期第19回海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

令和6年2月27日（火）午後1時30分～午後3時00分
秋田県庁 本庁舎7階「73会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

加藤 和夫、船木 律、三浦 清、齊藤 一成、腰山 公正、鎌田 誠喜、工藤 義彦、
伊藤 公男、杉本 勇助、大竹 敦（出席10名）

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：中林 信康
事務局：奥山 忍、橋本 羊子、保坂 芽衣、高橋 佳奈
農林水産部 水産漁港課：青柳 辰洋、百瀬 夏実

3 議事事項

- （1）くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）
- （2）くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- （3）すけとうだら日本海北部系群及びするめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- （4）小型いか釣り漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）
- （5）秋田海区漁業調整委員会指示（いかつり漁業（5トン未満船）の操業）について（協議）
- （6）知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）
- （7）日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について（報告）
- （8）その他
 - ① 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について
 - ② その他

4 開会・あいさつ

○事務局（奥山）

ただいまより、第22期第19回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は全員出席をいただいておりますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

それでは、はじめに加藤会長からご挨拶をお願いします。

○加藤会長

今年に入って初めての委員会になります。今年は暖冬で雪が少なく助かりましたが、元日に能登半島地震が発生し、多くの被害がありました。地盤の隆起などで使用できなくなった漁港もあり、1日も早い復興を願います。

去年は漁業権の切り替えがあり、皆様の御協力が無事切り替えが完了しました。

また、年末のハタハタ漁ですが、残念ながら禁漁明け後最低の水準でありました。原因等について分析し、県魚ハタハタの復活に向け有効な手立てを考えていただきたい。

一方で、道川漁港でのワカメ養殖や、八峰町で養殖サーモンのいけすが新しく民間で建設されるニュースがあり、今年は秋田県漁業にとっていい一年になってほしい。

今年度最後の委員会となりますので、本日も円滑な議事進行にご協力をお願いします。

○事務局（奥山）

ありがとうございました。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 議事録署名委員選任

○加藤議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。今回は齊藤委員と腰山委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○齊藤委員、腰山委員

はい。

7 議事

議題1：くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について （諮問）

○加藤議長

それでは、議題1について事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋）

それでは、議題1について説明させていただきます。

くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更に関する知事からの諮問です。（諮問文読み

上げ) 3 ページをご覧ください。農林水産大臣からの通知です。

今回の変更は、残っている漁獲枠を直接譲受要望のあった福島県へ小型魚を、鹿児島県へ大型魚を譲渡したことによる漁獲可能量の変更となります。都道府県間の漁獲枠の融通については、都道府県間で協議が整った場合、水産庁の仲介がなくてもできることとなっております。

これに基づき、2 ページのとおり知事管理漁獲可能量を変更します。告示案をご覧ください。小型魚、大型魚ともに漁獲可能量から4.5トンずつ減らしており、小型魚は40.5トンから36.0トン、大型魚は38.3トンから33.8トンとしております。知事管理区分に配分する数量は、漁獲可能量から県留保5%を除いた数量となるので、小型魚は38.4トンから34.2トンに、大型魚は36.3トンから32.1トンとしております。

この変更により、本県の残りの枠は県留保分を含めると、小型魚が3.6トン、大型魚が3.7トンとなり、残りあと1ヶ月程度ですがこの量を超える漁獲はないと考えます。仮に、のこり1ヶ月で全く漁獲がない場合でも小型魚は2.6トン、大型魚は3.1トンを上限に翌年度に繰り越しできることとなっております。

なお、今回の譲渡により小型魚、大型魚とも消化率8割以上となります。

諮問に対する説明は以上ですが、水産庁からは譲渡によるメリットの他、最終的な枠に対する消化率が8割を超える県に対して、消化メリットとして翌年度の枠に追加配分を行うと説明されておりますので、本県は譲渡メリットと消化率メリットの両方の措置を受けられる対象となります。

しかし、配分された漁獲枠を他県へ譲渡しても、譲渡メリットには上限があることから、まずは自県で消化率を上げることが一番のメリットと考えます。

今年度は、10月1日から定置網漁業の残枠を活用した共通枠の設定や、11月1日から漁船漁業の各地区の残枠を共通枠にするなど柔軟な枠の調整を図ったところですが、最終的には漁期後半で漁獲実績が伸びなかったこともあり、残枠を出してしまう結果となりました。

翌年度は早期の共通枠設定など、くろまぐろ協定管理委員会の場で提案・検討していきたいと考えております。

追加配分については、6月頃に通知がある予定です。その際、追加配分による漁獲可能量の変更手続きが必要となりますので、本委員会に諮問させていただきます。

○加藤議長

ただいまの諮問について、質問等がありますか。

○伊藤委員

割り当て部分を満部消化した場合と譲渡した場合は扱いが同じか。

○事務局(高橋)

何トン譲渡しても戻って来る数量は小型魚・大型魚ともに2トン程度です。

水産庁の計算式が複雑であるため、具体的な数量は示せないが、譲渡する数量によっては、自県で実績を上げた方が有益です。

○伊藤委員

毎年配分量を消化できずに受け差を出していくと、将来若い世代に引き継がれた時に枠が足りなくなるのではないのでしょうか。そのようなことがないよう、県で厳しく行政指導してほしい。

○工藤委員

北部地区では、これから３月末までに漁獲がないとも言い切れないが、時期によっては出漁日数が減るため、中々獲り切れない場合もあります。

○事務局（高橋）

自県の消化率を上げるため、今年度は漁期の後半で各地区の残りを融通する措置を行いました。各地区の当初配分枠をもっと早く決めれば５月から漁獲が可能となるかもしれないので対応していきます。

○伊藤委員

漁期中にオリンピック枠をもっと早めに設定するべきではないでしょうか。

○工藤委員

オリンピック枠は定置網漁業の許可が必要であるため早期の設定は難しい問題です。

○加藤議長

詳細については、くろまぐろ協定管理委員会で決めるべきです。

○事務局（高橋）

今年度は４月１８日にくろまぐろ協定管理委員会を対面で開催し、枠を確定しました。今後は対面開催を増やすなどして、密に意見交換できるよう調整していきたいと思えます。

○加藤議長

協定管理委員会の場で最新の情報を共有し、より良い方法を考える方向で調整するようにお願いします。

他に質問等がありますか。

○委員一同

（なし）

○加藤議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（高橋）

（答申案配布後、音読）

○加藤議長

ただ今の事務局の答申案でよろしいですか。

○委員一同

（異議なし）

○加藤議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題 2：くろまぐろに関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

○加藤議長

それでは次に移ります。議題 2 について事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋）

それでは、議題 2 について説明させていただきます。くろまぐろの知事管理漁獲可能量を定める内容の知事からの諮問です。（諮問文読み上げ）

都道府県別漁獲可能量（TAC）の知事管理区分に配分する数量は、都道府県資源管理方針に即して、海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めるものとされています。3 ページをご覧ください。農林水産大臣から通知があった令和 6 年管理年度のくろまぐろの都道府県別漁獲可能量です。

くろまぐろの漁獲可能量の当初配分は、小型魚は今年度と同様 26.8 トン、大型魚は今年度より 0.1 トン多い 31.4 トン、全県で 58.2 トンとなっています。

2 ページをご覧ください。知事管理区分への配分の告示案です。小型魚・大型魚とも農林水産大臣からの配分の 5 % を県留保とし、残りの 95 % を知事管理区分へ配分しております。そのため、小型魚は県の留保 1.4 トンを除いた 25.4 トンとしております。同様に大型魚は県の留保 1.6 トンを除いた 29.8 トンとしております。

また、議題 1 でも説明いたしましたが、令和 6 年 3 月末までの令和 5 管理期間で余った漁獲枠については小型魚 2.6 トン、大型魚 3.1 トンを上限に繰越ができ、さらに、譲渡メリット、消化率メリットによる追加配分が 6 月頃にある予定です。

なお、令和 6 年度から新たな取り組みとして、各県に配分された小型魚の漁獲枠を大型魚に振り替えられる制度が始まります。

今年の 4 月～5 月にかけて水産庁から振り替え要望調査があるため、こちらについても早めに当初配分の地区配分量をくろまぐろ協定管理委員会で決定し、振り替え等検討していきたいと考えております。

○加藤議長

ただいまの諮問について、質問等がありますか。

○工藤委員

小型魚を大型魚に振り替える際の計算方法は。

○事務局（高橋）

小型魚の数字に 1.4 を掛けた数字になります。例として小型魚 1 トンを振り替える場合、大型魚 1.4 トンとなります。

○工藤委員

大型魚から小型魚に振り替えることもできるのでしょうか。

○事務局（高橋）

大型魚から小型魚に振り替えることはできません。また、振り替えは 5 月頃にある要

望調査でしかできないため、早めに委員会を開催して検討する必要があります。

○工藤委員

ここ何年も11～12月になると大型魚がいなくなり小型魚主体になります。大型魚から小型魚があればありがたかった。

○伊藤委員

令和6年度の配分を見ると、大型魚が令和5年度より減っている理由は。

○事務局（高橋）

令和5年度の38.3トン追加配分後の数量です。本日の資料にある数量は当初配分の数量です。6月に追加配分がある予定です。

○伊藤委員

他県の当初配分については秋田県と同じような数量でしょうか。

○事務局（高橋）

ほとんどの県は昨年度と同程度です。

○工藤委員

他県との交換や譲渡は昨年同様できるのでしょうか。

○事務局（高橋）

昨年同様可能です。

○工藤委員

下北の方から（下北の）小型魚と（秋田の）大型魚の余っている枠をを交換できると聞かれたことがあります。これは交換可能でしょうか。

○事務局（高橋）

海区漁業調整委員会にかけて数量を変更すれば可能です。

○加藤議長

他に質問等がありますか。

○委員一同

（なし）

○加藤議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（高橋）

（答申案配布後、音読）

○加藤議長

ただ今の事務局の答申案でよろしいですか。

○委員一同

（異議なし）

○加藤議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題 3：すけとうだら日本海北部系群及びするめいかに関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

○加藤議長

それでは次に移ります。議題 3 について事務局から説明をお願いします。

○事務局（百瀬）

それでは、議題 3 について説明させていただきます。すけとうだら日本海北部系群及びするめいかの令和 6 年 4 月 1 日から始まる時期管理期間の漁獲可能量についての知事からの諮問です。3 ページ目に農林水産大臣から知事への秋田県への漁獲可能量の配分通知があります。都道府県別漁獲可能量は、資源評価の結果を基に、過去の漁獲実績を基準として農林水産大臣が数量を定め、各都道府県別に通知されます。

すけとうだら日本海北部系群及びするめいかの知事管理漁獲可能量は、基本シェアがそれぞれ 0.04%、0.05% となり上位 80% に入らないことから、いずれも現行水準となっており、目安数量として、すけとうだらは 10 トン未満、するめいかは 50 トン未満と示されています。

本県の令和 4 管理年度の漁獲量はすけとうだらが 2 トン、するめいかは 28 トンでした。また、令和 5 管理年度は、12 月末時点ですけとうだらは 0.3 トン、するめいかは 2 トンとなっており、直近の漁獲状況では十分な目安数量と考えられます。

国からの配分通量を秋田県すけとうだら日本海北部系群漁業、秋田県するめいか漁業に配分しております。

本県は数量配分ではなく、漁獲努力量を現行水準に維持する管理ですので、目安数量の漁獲量を超えたからといって、ペナルティ措置や直ちに操業を制限することはありませんが、漁獲量が目安数量を大きく超過する場合は、操業や目的採捕を自粛するなど、漁獲努力量を下げる措置を講じることになります。

○加藤議長

ただいまの諮問について、質問等がありますか。

○委員一同

（異議なし）

○加藤議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（百瀬）

（答申案配布後、音読）

○加藤議長

ただ今の事務局の答申案でよろしいですか。

○委員一同

（異議なし）

○加藤議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題４：小型いか釣り漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

○加藤議長

それでは次に移ります。議題４について事務局から説明をお願いします。

○事務局（青柳）

それでは、議題４について説明させていただきます。知事が許可又は起業の認可をするときは、制限措置の内容と許可を申請すべき期間を定めて公示する必要がある、今回は小型いか釣り漁業についての諮問です。表の内容は許可方針に基づくものを記載しています。

令和３年に小型いか釣り漁業の許可の一斉更新をしておりますが、許可の期間は、県内船が３年間、県外船が１年間となっており、今回の公示は県内船、県外船の両方を対象としたものです。許可の隻数はそれぞれ分けて示しており、県内船については２０隻以内、県外船については３００隻以内としております。県内船については現時点で８隻を許可しており、過去１０年の許可隻数は８～１１隻で推移しておりますが、これまで漁業調整等の問題の発生はなく、許可方針の上限である２０隻以内としました。

県外船については、過去の実績を基に３００隻以内としております。平成２４年に２９２隻を許可して以降、現在まで減少傾向が続き、令和５年の許可隻数は２２８隻となっており、過去１０年の許可数の平均は２５３隻でした。これまで漁業調整等の問題の発生はないため、許可方針の上限である３００隻以内としました。もしも、超過することがあれば「小型いか釣り漁業の許可の基準」により優先順位を付け、告示隻数内の許可にすることとしております。

○加藤議長

ただいまの諮問について、質問等がありますか。

○委員一同

（異議なし）

○加藤議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（青柳）

（答申案配布後、音読）

○加藤議長

ただ今の事務局の答申案でよろしいですか。

○委員一同

（異議なし）

○加藤議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

**議題 5 : 秋田海区漁業調整委員会指示（いか釣り漁業（5トン未満船）の操業）について
（協議）**

○加藤議長

それでは次に移ります。議題5について事務局から説明をお願いします。

○事務局（青柳）

それでは、議題5について説明させていただきます。総トン数5トン未満船のいか釣り漁業の操業に関する委員会指示の案でございます。

この指示につきましては、令和3年から現在までの3年間も同様の指示を出しておりまして、4月30日に有効期間の満了を迎えるところです。

指示の中身について申し上げますと、「総トン数5トン未満船の動力漁船でいか釣り漁業を操業する場合は、本委員会の承認を受けなければならない」という内容でございます。

5トン未満船については今後もこれまでと同様に承認制を継続し、漁獲圧等を把握し、適切な資源管理に取り組んでまいりたいと考えております。前回の指示から変更点はありません。

承認の有効期間ですが、従来どおり県内船は3年以内、県外船は1年毎とし、「5月1日又は承認の日から4月30日まで」としております。指示の有効期間については、令和6年5月1日から令和9年4月30日までとしております。

ただし、操業期間については、前回同様5月1日から翌年2月末としております。

次に参考資料となりますが、県内、県外の承認隻数及び許可隻数の推移を示しております。図と表についてですが、上のグラフが県内漁船、下が県外漁船の許可と承認隻数の推移となります。県内漁船・県外漁船ともに承認隻数が緩やかな減少傾向となっております。

○加藤議長

ただいまの諮問について、質問等がありますか。

○委員一同

（異議なし）

○加藤議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（青柳）

（答申案配布後、音読）

○加藤議長

ただ今の事務局の答申案でよろしいですか。

○委員一同

（異議なし）

○加藤議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題6：知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

○加藤議長

それでは次に移ります。議題6について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

それでは、議題6について説明させていただきます。「知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」（諮問文読み上げ）

1 制限措置の内容ですが、表の右側の列から漁業種類の名称は固定式刺し網漁業であり、水産動植物の種類はメバル類、カサゴ、漁具の種類その他の漁業の方法は固定式刺し網、操業区域は秋田市沿岸、漁業時期は令和6年4月1日から同月30日まで、推進機関の馬力数は定めなし、船舶の総トン数は5トン未満とします。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は1、漁業を営む者の資格は、1 秋田市に住所を有する者、2 秋田県に漁船登録を有する総トン数5トン未満の船舶の所有者又は使用者、3 操業区域に係る管理者等の同意及び許可等を得ている者とします。

これは、秋田港湾区域内へ洋上風力発電が建設されることによる、メバル類の生息状況をモニタリングするための操業となり、洋上風力発電事業者からの依頼を受けて実施することとしております。

2 許可又は起業の認可をすべき期間は、令和6年3月5日（火）から同月19日（火）までとし、4月1日からの操業開始に間に合うよう手続きを進めたいと考えています。

この告示に係る許可又は起業の認可の有効期間は、令和6年4月30日までとします。

ご審議よろしくお願いいたします。

○加藤議長

ただいまの諮問について、質問等がありますか。

○三浦委員

モニタリング調査は毎年実施しているのでしょうか。

○事務局（保坂）

モニタリング調査は港湾区域内に洋上風量発電施設ができたことにより魚の来遊状況がどう変わるかを調査するため、直近3年ほど（風車ができる1年前から）実施しています。これまでは制限措置を公示して実施しておりませんでした。漁業法が改正になり、漁業法に基づいて公示をして行う必要があるため、制限措置を定めて公示しました。実施主体は秋田県漁業協同組合に所属する組合員が操業調査することを想定しています。

○伊藤委員

今後は洋上風力発電施設が増えれば漁業影響調査を実施する回数は増えるのでしょうか。

○事務局（保坂）

漁業影響調査は、洋上風力発電施設が増えれば実施する回数は増えてきます。今回公示をしたのは、秋田港の港湾区域内は漁業権が設定されていないため、許可無く網を入

れることはできないので、知事許可に基づき操業していただくことになります。一方、漁業権の区域内でのモニタリング調査であれば、漁業者が漁業権に基づき洋上風力発電施設を整備する事業者からの依頼を受けて実施することが可能となります。

○伊藤委員

今回の公示に基づく操業は通常の操業と異なるのでしょうか。

○事務局（保坂）

今回の許可はモニタリング調査を行うための許可であり、通常の操業とは別になります。港湾区域内において洋上風力発電施設を整備する事業者から依頼を受けて秋田県漁業協同組合に所属する漁業者が操業する形になります。何らかの許可がなければ操業ができないため、公示を出します。

○伊藤委員

漁業権消滅区域において県の許可がないとできないのでしょうか。

○事務局（保坂）

港湾管理者と海上保安部との調整を図れば漁業の許可を出すことも可能です。

○加藤議長

他に質問等がありますか。

○委員一同

（なし）

○加藤議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（保坂）

（答申案配布後、音読）

○加藤議長

ただ今の事務局の答申案でよろしいですか。

○委員一同

（異議なし）

○加藤議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題7：日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について（報告）

○加藤議長

それでは次に移ります。議題7について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

それでは、議題7について説明させていただきます。日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について報告致します。資料7－1をご覧ください。

先週2月21日（水）の午前に日本海北部会、22日（木）午後に日本海・九州西広域漁業調整委員会が開催され、大竹委員にはWeb会議で出席いただきました。資料7－1は、

日本海北部会ですが、参考までに会議資料の一部としてマガレイ、ハタハタの資料を配付しております。

日本海北部会では北海道から富山県までの海域を対象とし、マガレイ及びハタハタ等の資源状況と資源管理の取り組みについて、国の水産研究所と漁業調整事務所から説明がありました。

日本海系群のマガレイの資源水準は、漁獲量の推移などから低位であり、資源動向は減少と評価されました。資源管理のため、保護区の設定や漁具の制限等により、小型魚保護などを引き続き実施していくこととなっております。

日本海北部系群のハタハタの資源水準は低位、資源動向は横ばいと評価されました。

資源管理の取り組みについては、事務局から各県の管理状況の説明がありました。

山形海区の委員からハタハタやマガレイの資源状況が、前年よりも非常に悪くなっているとの報告がありました。

続いて資料7-2をご覧ください。こちらは22日に開催された日本海・九州西広域漁業調整委員会です。

議題として太平洋クロマグロの遊漁、九州・山口西海域のトラフグ、有明海ガザミに関する委員会指示の期間満了に伴い、引き続き採捕期間や操業隻数などを制限する指示について協議が行われました。

その他、広域魚種の資源管理について、先に紹介した日本海北部会の報告の他、トラフグ、ベニズワイガニ等の資源状況と取り組みについて報告がありました。

その他、今後資源管理の対象となる魚種とスケジュール、令和6年度の国の予算要求状況について説明がありました。

3ページ以降は、会議資料の一部としてクロマグロ遊漁の概要、TAC管理対象魚種の検討スケジュール、国の資源管理方針に追加される魚種に関する資料を抜粋しております。報告は以上です。

○加藤議長

ただいまの報告について、質問等がありますか。

○委員一同

(なし)

○加藤議長

それでは次に移ります。

議題8：その他

① 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について

○加藤議長

議題8について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

それでは、議題8 その他①「秋田県洋上風力発電設置にかかる経過状況等」について

洋上風力発電関係について報告します。資料はありません。

初めに、由利本荘市沖、能代・三種・男鹿沖については、事業者である三菱商事グループによる漁業影響調査の検討委員会や、各地区での協議が行われ、来月開催される法定協議会にて、進捗状況が報告されることになっております。

男鹿市、潟上市及び秋田市沖は、昨年12月に事業者がJ E R Aグループに決定し、今後事業者との具体的な調整が進んでいくこととなります。

八峰町及び能代市沖については、来月中には事業者が選定される見込みとなっております。

秋田市沖については、漁業関係の具体的な動きはまだ進んでおりません。

その他、由利本荘市、にかほ市沖に浮体式洋上風力発電の実証試験の候補海域となっておりますが、2月から公募が開始されており6月頃の結果公表となる見込みです。

説明は以上です。

○加藤議長

ただいまの報告について、質問等がありますか。

○委員一同

(なし)

○加藤議長

それでは次に移ります。

② その他

○加藤議長

その他②について事務局から何かありますか。

○事務局（奥山）

当日配布の資料8－2について報告します。

○事務局（青柳）

ハタハタに関する委員会指示は令和3年度から秋田県ハタハタ資源対策協議会で定めるハタハタ資源管理計画の第9期管理計画に合わせた3年間の指示としており、今回は指示3年目である令和5年漁期の巡回指導結果について報告します。

今年度の巡回指導結果が配付資料のとおりになります。令和元年漁期までは、取締巡回をしつつ、遊漁者数のカウントや釣りでの漁獲量を調査する遊漁実態調査を実施していましたが、令和2年漁期からは、違反行為に対する指導取締活動に重点を置き、違反行為の発生頻度が高い県北部地区及び夜間を中心に巡回しております。

今期については令和5年11月28日から令和6年1月22日までのうち31日間行い、のべ119人が取締に従事し、現認した全県の遊漁者数は706人でした。

カゴに関しては、使用していた5人を始末書処分としております。全て遊漁者で、初犯、県内の方でした。

これらは全て、八峰町の沿岸で発生しており、男鹿半島周辺や県南部において違反者

を確認しておりません。さらに現場に放置された所有者不明のカゴ6個を回収しております。

ご存じのとおり、今期のハタハタの漁獲量は禁漁明け1995年以降で最少という結果になりそうです。沿岸ハタハタの漁獲量は昨年より減少したことから、これと連動して、違反者も減少したと考えております。

ハタハタ資源が低水準であることから、来年度以降も今期と同様に取締に重点を置いた巡回を行うこととしております。

報告は以上です。

○加藤議長

ただいまの報告について、質問等がありますか。

○委員一同

(なし)

○加藤議長

他になにかありますでしょうか。

8 閉会

○加藤議長

他になければ、これで第22期第19回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了